

みやこ町耐震改修促進計画

みやこ町

平成 2 5 年 策定

令和 7 年 3 月 改定

令和 7 年 10 月 変更

目 次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

- 1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 耐震化を取り巻く社会動向・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 みやこ町における耐震化の課題

- 1. 想定される地震規模と被害の想定・・・・・・・・ 9
- 2. 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3. 耐震改修促進に向けた課題・・・・・・・・・・ 16

第3章 耐震改修促進計画

- 1. 耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 計画の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3. 施策の概要
 - 3-1 公共建築物の耐震化・・・・・・・・・・ 20
 - 3-2 民間特定建築物の耐震化・・・・・・・・ 20
 - 3-3 住宅の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 3-4 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発・・ 21
 - 3-5 耐震改修促進に資するその他の施策・・ 21
 - 3-6 地域における取り組みの促進・・・・・・・・ 21
 - 3-7 地震ハザードマップの公表・・・・・・・・ 22

第4章 計画の実現に向けて

- 1. 関係主体の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

参考資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第Ⅰ章 耐震改修促進計画の趣旨

第Ⅰ章 耐震改修促進計画の趣旨

Ⅰ. 計画策定の目的

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することにより、既存建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として「みやこ町耐震改修促進計画」を策定する。

Ⅱ. 耐震化を取り巻く社会動向

(Ⅰ) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると次頁のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に建築物の耐震の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）が施行されている。さらに、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は、基本方針において地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標を定め、耐震改修促進計画の作成を都道府県に義務付けると共に、市町村においては努力義務とした。

さらに、平成23年の東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法、平成30年の大阪府北部地震を契機として平成31年1月に同法施行令が改正され現在に至っている。

主な地震

施策の変遷



（２）耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」を目的として、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月より施行された。

また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物に建物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成 31 年 1 月より施行されている。

耐震改修促進法の制定（平成7年10月）

新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震の頻発
どこで地震が発生してもおかしくない状況

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生切迫性
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の
死者数等を10年後に半減

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物の耐震化率の目標
約75%→9割

耐震改修促進法の改正（平成18年1月）

計画的な耐震化の推進

建築物に対する指導等の強化

支援措置の拡充

南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大規模で発生した場合、
東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害の発生がほぼ確実視
※南海トラフ被害想定（H24.8 内閣府）
物的被害約94～240万棟、死者約3～32万人

社会資本整備審議会（第一次答申）～住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方～
○支援策の充実 ○耐震診断の徹底 等

耐震改修促進法の改正（平成25年11月）

耐震改修促進法施行令の改正（平成31年1月）

改正のポイント

建築物耐震化促進のための規制強化

○耐震診断の義務化・診断結果の公表

- ・要緊急安全確認大規模建築物（大規模特定建築物）
- ・要安全確認計画記載建築物（通行障害建築物、防災拠点建築物）

※通行障害建築物の要件に一定規模の組積造の塀が追加（H31.1）

○すべての建築物の耐震化促進

- ・耐震診断、必要に応じた耐震改修の努力義務

建築物耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性にかかる認定
- 耐震性にかかる表示制度の創設

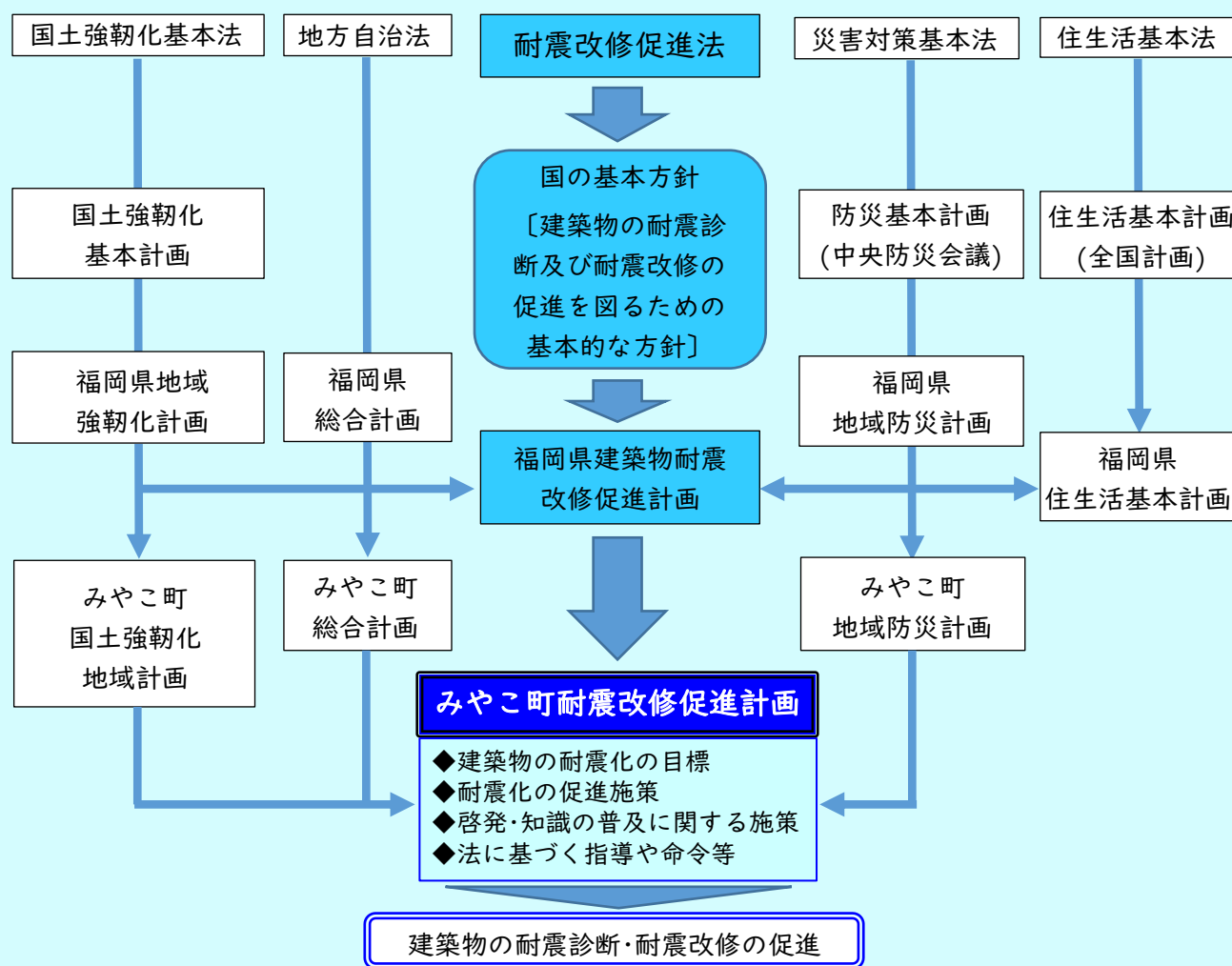
3. 計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割

計画の位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づき策定するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、みやこ町内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

計画の推進にあたっては、「みやこ町地域防災計画」等に定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



(2) 計画の期間

計画の期間

- ◆計画の期間は令和12年までとする。
- ◆必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 計画の構成

計画の構成

みやこ町
耐震改修促進計画

1. 耐震改修促進計画の趣旨

3. 耐震改修促進計画

2. みやこ町における耐震化の課題

4. 計画の実現に向けて

第2章 みやこ町における耐震化の課題

第2章 みやこ町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005（H17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、みやこ町においても震度4を観測した。

年月日	震 源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5～7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をやり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近 (糸島半島)	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地の陥没。(12日)福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壱岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3：福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3：福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5：宮崎、人吉 震度4：福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3：福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5：大分 震度4：福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのバルブが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4：福岡 震度3：飯塚、大分、佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4：久留米 震度3：夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3：久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱：福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

福岡県西方沖地震による被害は概ね以下のとおりであった。

	人的被害(人)				住家被害(棟)		
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊
		小計	重傷	軽傷			
福岡県合計	1	1,186	197	989	143	352	9,171
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756
(うち玄界島)		19	10	9	107	46	61

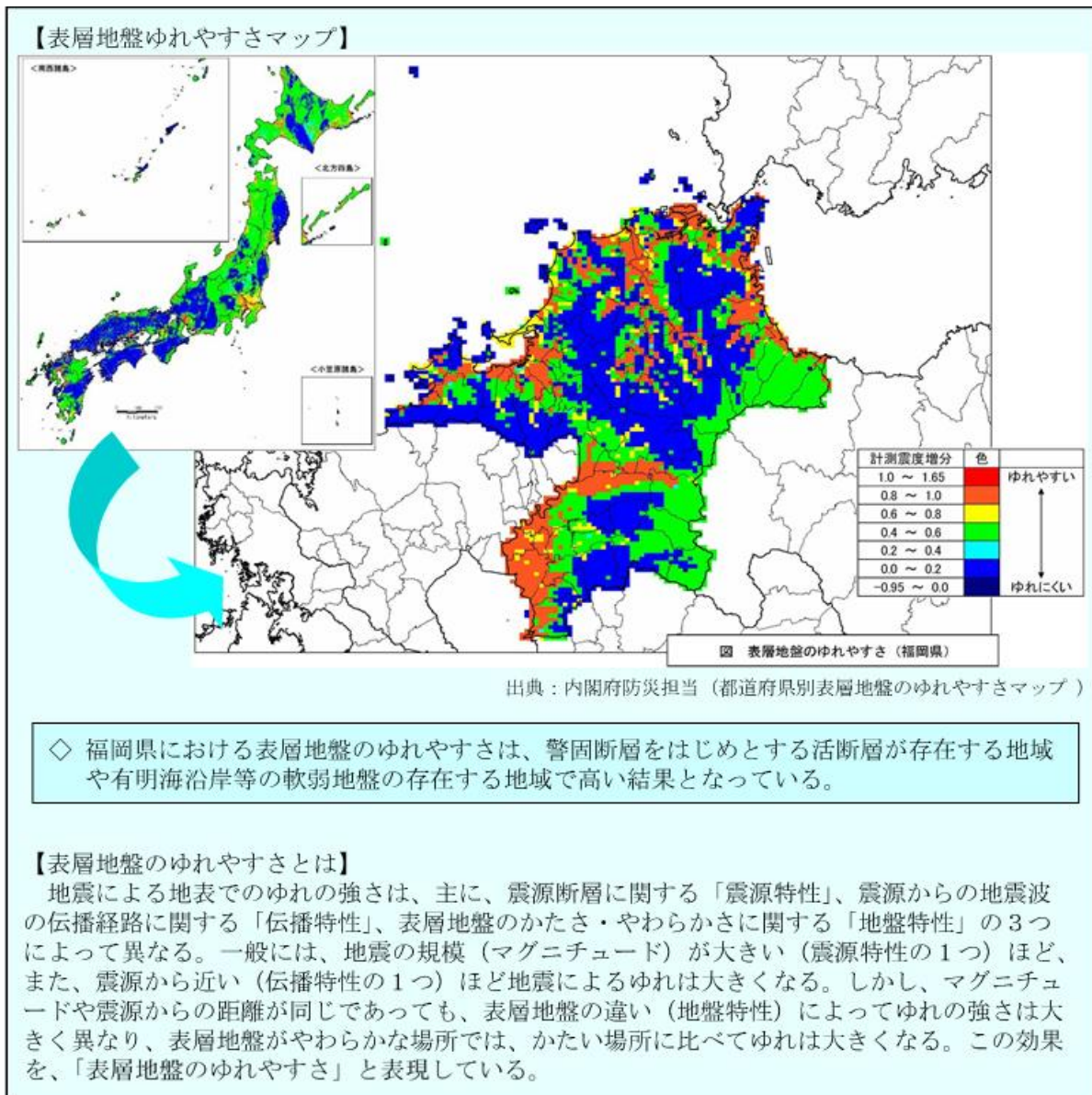
※【福岡県消防防災安全課調べ】(平成18年1月)

(2) 福岡県の表層地盤のゆれやすさ

内閣府では、全国を1km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表した「ゆれやすさマップ」を作成している。

平野や川に沿った地域では、表層地盤がやわらかいためにゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることが分かる。ゆれやすさマップは表層地盤の軟らかさを基に推定したものであるが、その軟らかさは地形の成り立ちや特徴によって細かく区分した資料（微地形区分）や、地質調査資料から推定している。

全国及び福岡県の表層地盤のゆれやすさの状況は以下のとおりである。



また、国立研究開発法人防災科学技術研究所において、地震防災への意識向上とそれに基づく効果的な対策を進めるための基礎資料として活用できるよう「地震ハザードステーション（J-SHIS）」が整備されており、新しいデータに基づいて毎年「全国地震動予測地図」が更新されている。

なお、福岡県地域防災計画においては、県が行ったより詳細な「地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」の結果に基づき地震被害想定を行っている。

(3) 福岡県地域防災計画における想定地震

福岡県では、平成 24 年 3 月の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき「福岡県地域防災計画」において、地震被害想定の見直しを行い、想定地震を以下のとおり示している。

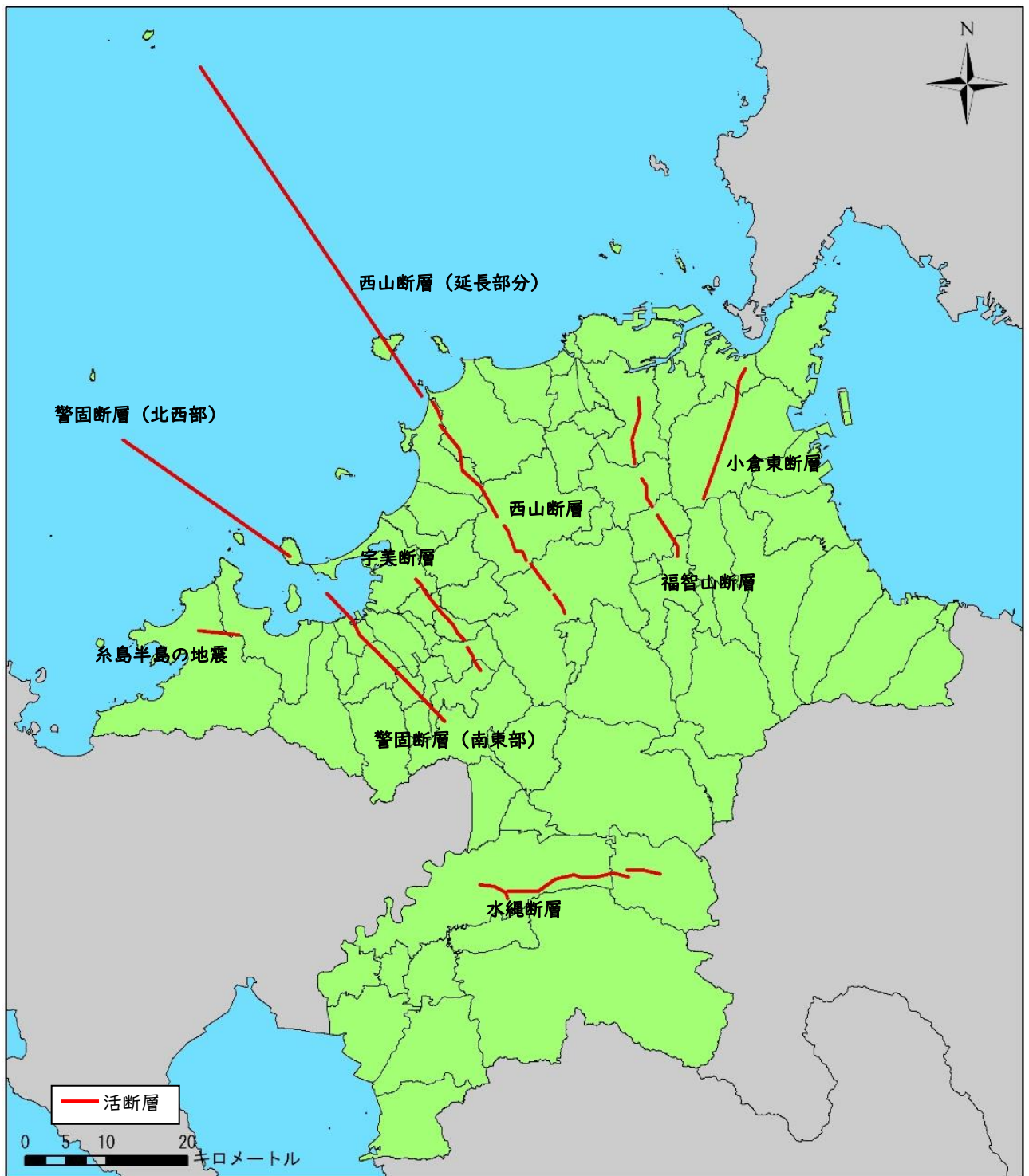
【想定地震】

- 県内に存在する 6 つの活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 活動すれば県内 4 地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出。
- その活断層は、警固断層南東部(福岡市)、小倉東断層(北九州市)、西山断層(飯塚市)、水縄断層(久留米市)の 4 つ。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード 8 の地震を想定。
- 想定地震の震源断層の位置及びパラメータは以下のとおり。

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	福知山 断層	西山断層	西山断層 延長部分	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層の長さ(km)		17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層の幅(km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード		6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6.0
震源断層 の深さ(km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11	5.5

- いずれの想定地震においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度 7 が予測されたほか、その他の断層においても震度 6 強を示す地域が存在する。

【活断層の図】



(4) みやこ町における想定被害

みやこ町に大きな影響を与える想定地震については、福岡県地域防災計画において小倉東断層を震源とした地震及び直下型地震が想定されており、その被害想定は次のとおり。

- 算定条件は、冬季の夕刻（午後５時～６時）、風速４ｍ／秒である。
- 建物被害の概要
小倉東断層の想定では、北九州市を中心に木造建物が全壊６,５０４棟、半壊５,４５８棟、非木造建物が全壊６０３棟、半壊７９５棟と予測される。
- 人的被害の概要
小倉東断層の想定では、北九州市を中心に、死者数が４８６名、負傷者数が６,６３４名発生すると予測される。

想定項目 震源断層			小倉東断層			基盤一定
			中央下部	中央下部	北東下部	M6.9 直下 10 km
			福岡県全域	みやこ町全域	みやこ町全域	みやこ町全域
建物被害 (棟)	全壊(大破)	木造	6,504	12	63	372
		非木造	603	1	6	24
		計	7,107	13	69	396
	半壊(中破)	木造	5,458	62	209	696
		非木造	795	6	23	53
		計	6,253	68	232	749
ライフライン等被害 (箇所)	上水道		1,079	9	20	36
	下水道		331	0	0	1
	都市ガス管		123	0	0	0
	配電柱		54	0	1	3
	電話柱		42	0	1	2
	道路	高速道路*1(km)	78	*2	*2	*2
		国県道路	71	*2	*2	*2
	鉄道		163	*2	*2	*2
	湾岸係留施設(km)		66.3	—	—	—
火災	炎上出火(件数)		26	0	0	1
	延焼による焼失(棟数)		4	0	0	0
人的被害 (人)	死者		486	1	4	23
	負傷者		6,634	93	254	724
	要救出者		3,946	2	14	79
	要後方医療搬送者数		664	9	25	72
	避難者数		22,899	15	82	470

*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

*2 道路・鉄道の被害箇所数については、確率手法を用いて被害を想定したもので、みやこ町内での被害箇所は特定できない。

出典「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月 福岡県）」

2. 耐震化の現状

(1) 対象建築物

耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物等のうち一定規模以上のもの（以下、「特定建築物」という。）で、建築当時の耐震基準に適合していたものの、現行の耐震基準に適合しない建築物（以下、「既存耐震不適格建築物」という。）を特定既存耐震不適格建築物と定めている。規模要件等は以下のとおり。

用途		特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の規模要件	
		階数	面積		
不特定多数のものが利用する建築物	幼稚園、保育所	2以上	500㎡以上	750㎡以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、 特別支援学校（屋内運動場を含む）		1,000㎡以上	1,500㎡以上	
	上記以外の学校			3以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2以上		2,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	3以上			1,000㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
	車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				
	自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための施設				
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物				
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上		2,000㎡以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、 処理する全ての建築物		500㎡以上	
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物		全ての建築物			

(2) 特定建築物の耐震化の状況

みやこ町内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

(棟数)

区分	昭和57年以降 の建築物 [A]	昭和56年以前 の建築物 [B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
公共特定建築物	25	10	26	25	96.2%
民間特定建築物	12	10	13	12	92.3%
特定建築物 計	37	20	39	37	94.9%

みやこ町税務課資産税台帳データ及びみやこ町財産台帳より集計 (R6年8月現在)

(3) 住宅の耐震化の状況

みやこ町内の住宅(木造戸建て住宅及び共同住宅)に関する耐震化率は、以下の通りである。

(戸数)

区分	昭和57年以降 の住宅 [A]	昭和56年以前 の住宅 [B]	住宅数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
木造戸建て住宅	3,944	2,636 1,482	6,580	5,426	82.5%
共同住宅等	670	260 215	930	885	95.2%
住宅 計	4,614	2,896 1,697	7,510	6,311	84.0%

住宅・土地統計調査(H20~R5)より推計

3. 耐震改修促進に向けた課題

(1) みやこ町の耐震化の課題

① 防災上重要な建築物の耐震化

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、みやこ町地域防災計画において避難所に指定されている学校施設、社会教育施設、地域公民館等の建物については、優先的に耐震化を進める必要がある。

② 意識啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっているため、広報などを通して再度地震の恐さを思い出し、防災意識を保持することが出来るよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

③ 耐震化に向けた環境整備

町民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による町民への指導等に協力をしていく。また建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

④ 建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

(2) みやこ町の耐震化のこれまでの取り組み

① 耐震化の推進

みやこ町が所有する建物の内、学校施設においては平成22年度までに改修が終了している。公共施設のうち、耐震化が済んでいない建物について、優先度を決めて耐震診断・改修を行っている。

② 建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、(一財)福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行っている。

③ 耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力している。

④ 建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度の啓発及び紹介を積極的に行なっている。

第3章 耐震改修促進計画

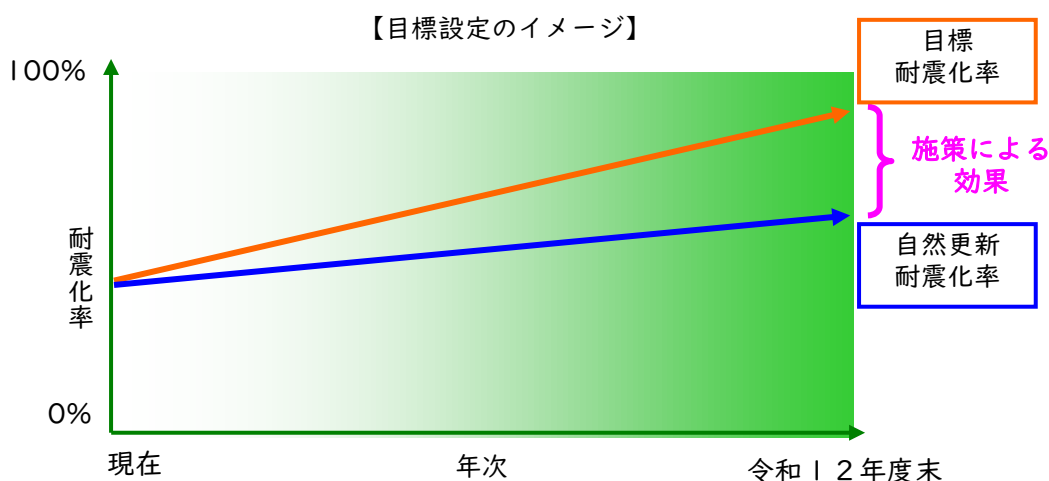
1. 耐震化の目標

1-1 目標設定の考え方

国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国土強靱化アクションプラン2018において、住宅の耐震化率については令和7年度までに概ね完了、建築物の耐震化については令和2年度までに95%にすることが示されている。

また、福岡県の目標は、福岡県耐震改修促進計画及び福岡県地域強靱化計画において、令和7年度末までに耐震性が不十分なものについて概ね解消を目指すこととなっている。また、令和2年5月に出された「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料」では、新たな目標として令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消との検討がなされているため、みやこ町の現状も鑑みて、「令和12年までに概ね解消」とした。

1-2 耐震化目標の設定



みやこ町では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、総括的な目標として令和12年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅（共通） 令和12年度末迄に耐震化率＝概ね解消

（戸数）

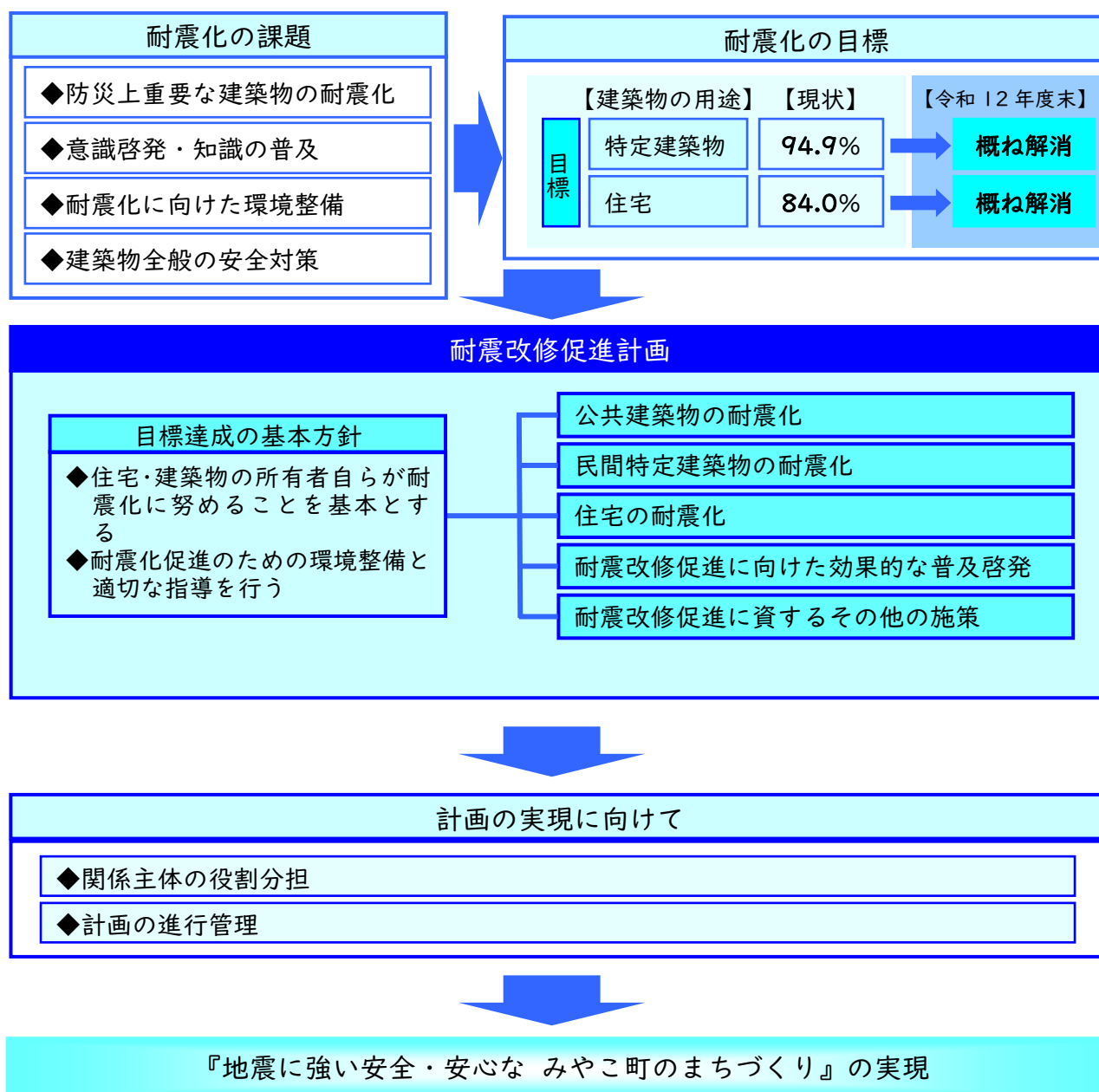
	全棟数	S57以降 建築棟数	S56以前建築			現状の耐震 化率(%)	耐震化率の目標 [令和12年度末]
			棟数	耐震性あり 棟数	耐震性なし 棟数		
住宅	7,510	4,614	2,896	1,697	1,199	84.0%	概ね解消
特定建築物	39	37	2	0	2	94.9%	概ね解消

2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要である。そのため、みやこ町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

(2) 施策の体系



3. 施策の概要

3-1. 公共建築物の耐震化

みやこ町の公共施設はほぼ新耐震基準で建設、または改修されているほか、みやこ町立の全学校施設も平成22年度に改修が終了している。

みやこ町地域防災計画に避難場所として位置づけられている地域の公民館等について、計画的に耐震化を促進していく。推進にあたっては、「社会資本総合整備交付金」等の補助制度等を活用できるよう検討していく。

なお、特定建築物にあたらぬ町営住宅の改修計画に関しては、「みやこ町公営住宅長寿命化計画」により耐震化を進めていくものとする。

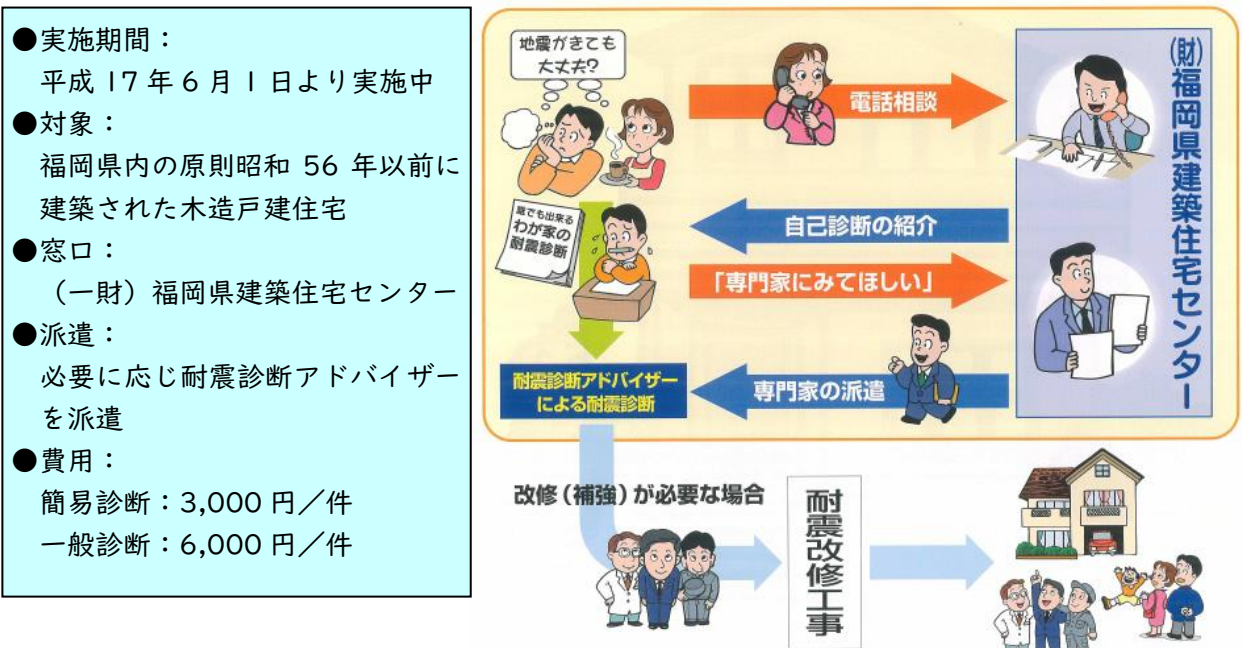
3-2. 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第7条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。みやこ町では、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していく。

3-3. 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

①耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求める。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進する。



②耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

3-4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して町民への知識の普及と啓発に努めていく。

①地震発生リスクに対する町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前講座等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。

②地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。

③福岡県建築指導課や（一財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

3-5. 耐震改修促進に資するその他の施策

①建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

道路沿いの危険なブロック塀は、通行人など町民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去等に係る補助事業を令和元年7月より実施している。

なお、本計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業〔防災・安全交付金等基幹事業〕）の補助対象となる道路（避難路）は、緊急輸送道路や通学路のほか、住宅や事務所等からの避難所等へ至る私道を除く経路とする。

②総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

3-6. 地域における取り組みの促進

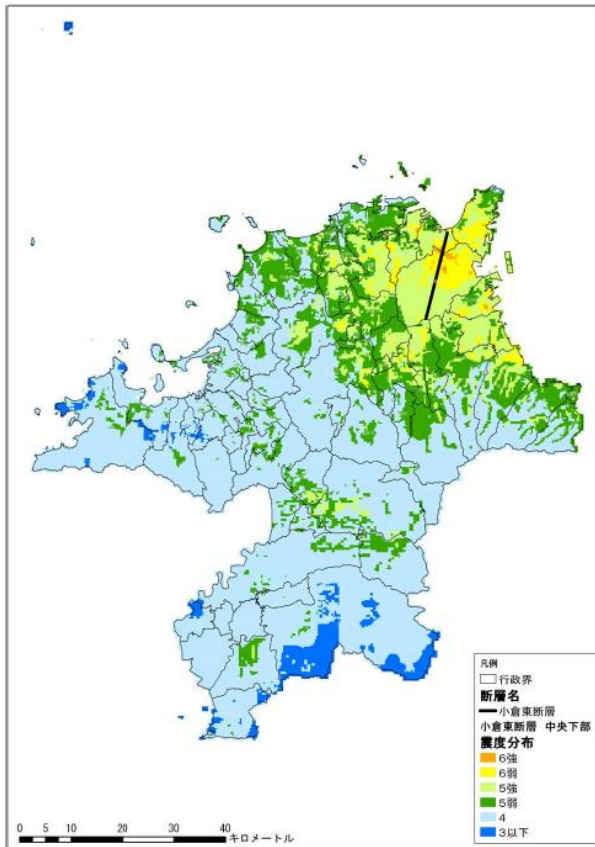
①自主防災組織設立

平成25年度福岡県自主防災組織設立促進モデル事業として、「地域防災ワークショップ」を実施し、「自主防災組織」の設立と「リーダー育成」を図ります。

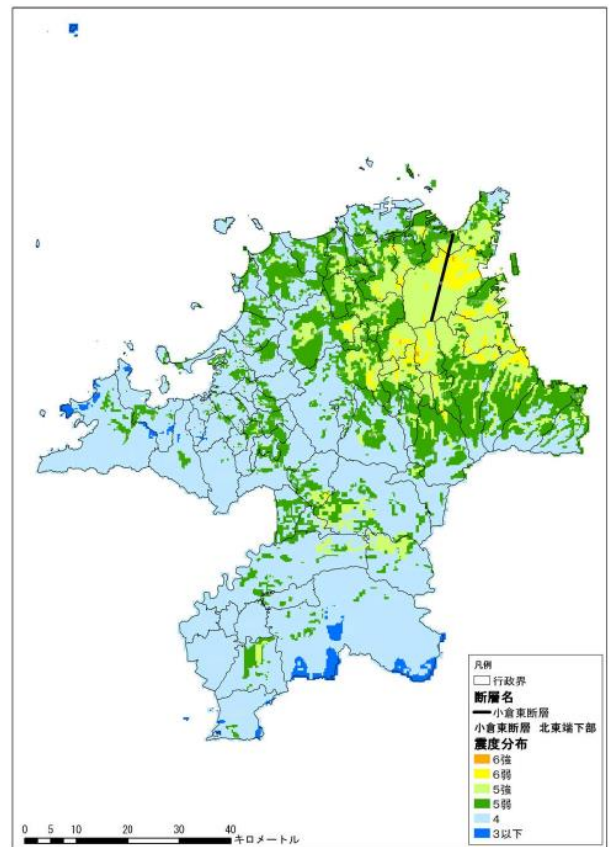
また、当該地区をモデルとして、他地区への設立促進の波及を図るとともに、持続可能な自主防災組織活動のため、自主防災組織に求められる役割や活動などを理解したリーダー育成も併せて行います。

3-7. 地震ハザードマップの公表

(1) 地震動の予測【震度分布図】



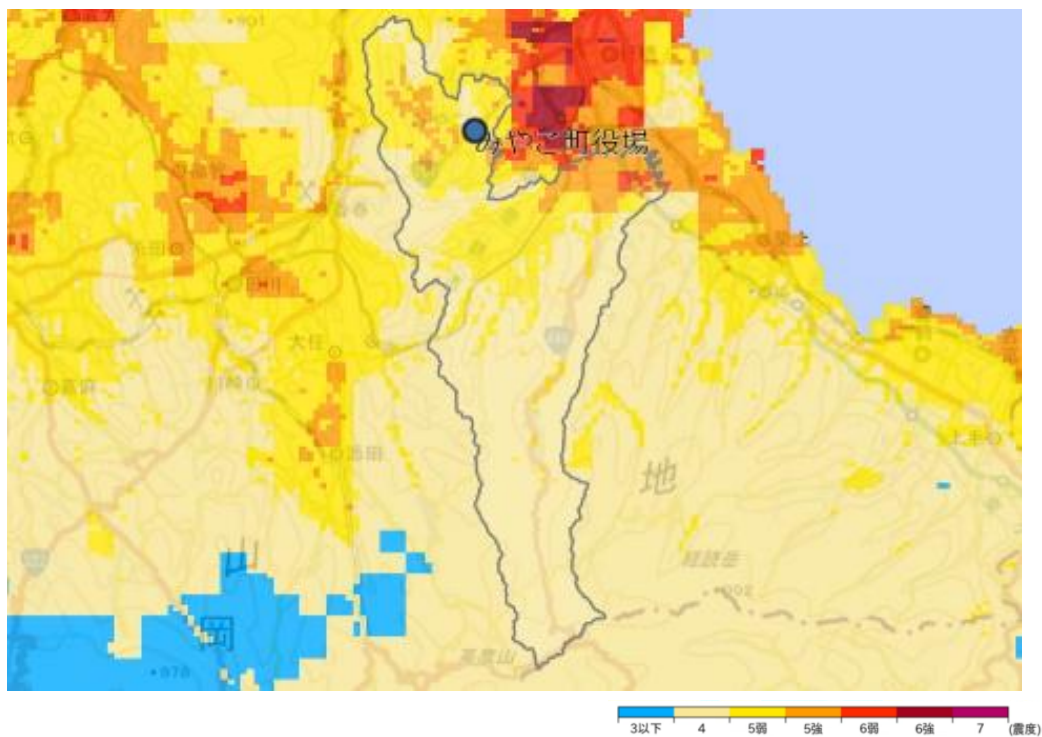
【小倉東断層（破壊開始：中央下部）】



【小倉東断層（破壊開始：北東下部）】

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月福岡県）」

(2) みやこ町の震度分布図（小倉東断層）



出典：「J-SHIS 地震ハザードステーション（地震動予測地図データ）」

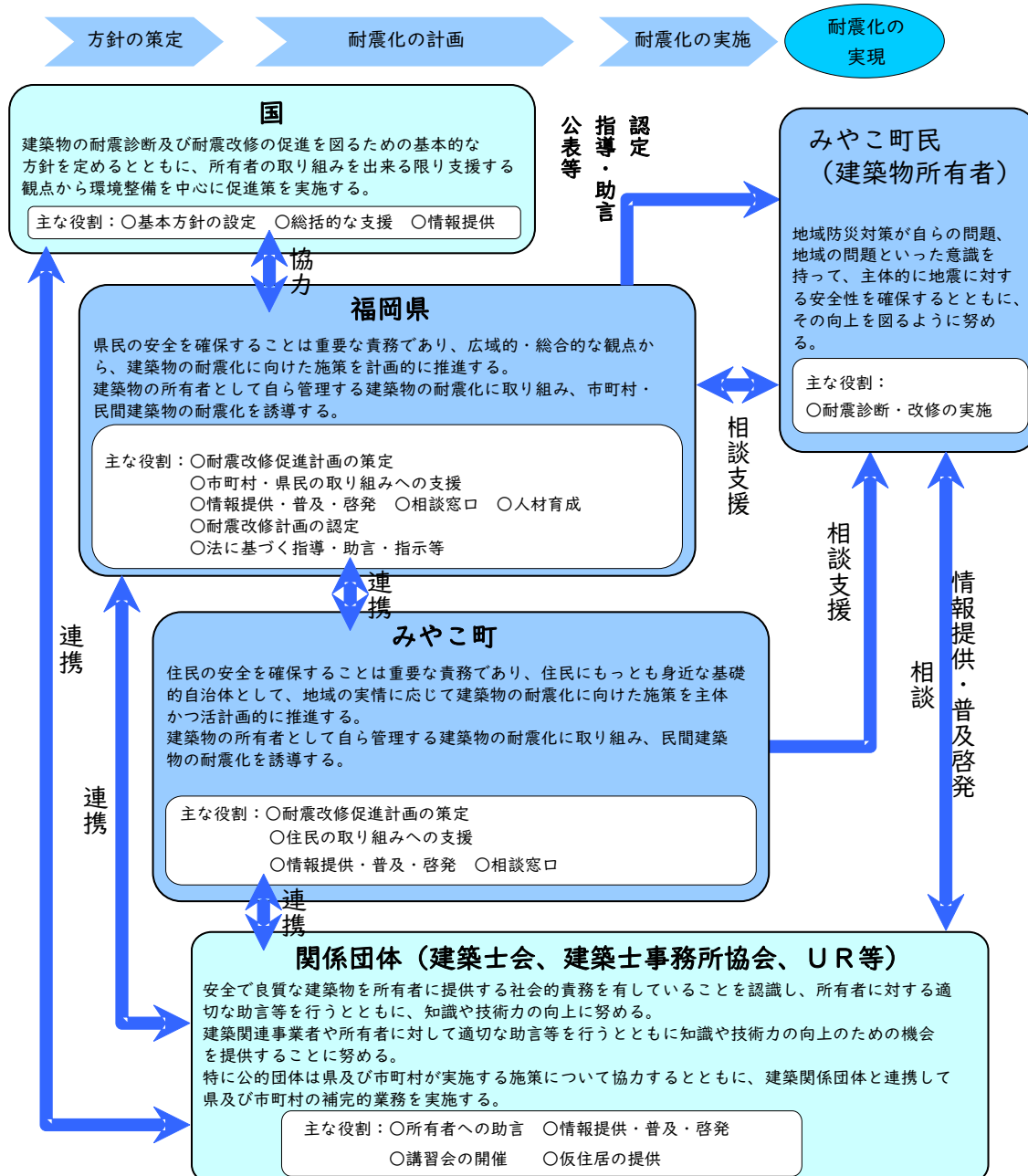
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や町民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、町民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、定期的に資産税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。

《参考1》 ◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

◇耐震改修促進法施行令 第4条

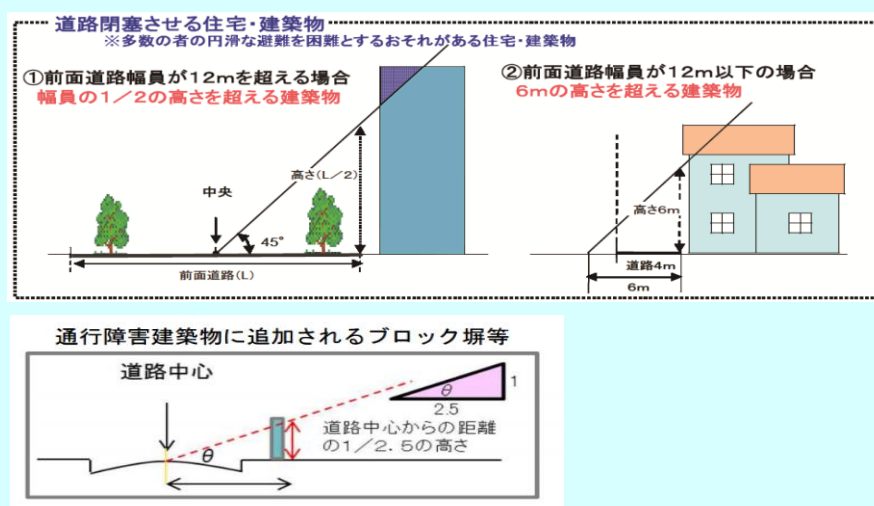
法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。

イ 12メートル以下の場合 6メートル

ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により、本計画（みやこ町耐震改修促進計画）において指定する道路は、みやこ町地域防災計画に基づき、第2次緊急輸送道路ネットワークとする。

◇耐震改修促進法第6条第3項第2号「〔市町村耐震改修促進計画〕で定める事項」

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

《参考 2、3》 通行障害建築物の状況について

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおり。

区分	昭和 57 年 以降の建築物 [A]	昭和 56 年 以前の建築物 [B]	全建築物数 [C=A+B]
建築物	17	8	25

※建築年次が不明なものは、全て昭和 56 年以前に建設された建築物とした。

(例) 福岡県における緊急輸送道路の状況

